

総務教育常任委員会資料

(令和5年8月21日)

[件名]
国家公務員の給与等に関する人事院勧告等の概要について…………… 2

人事委員会事務局

国家公務員の給与等に関する人事院勧告等の概要について

令和5年8月21日
人事委員会事務局

令和5年8月7日に国家公務員の給与等に関する人事院勧告等が行われましたので、その概要を報告します。

I 勧告日 令和5年8月7日（月）

II 給与勧告の概要

【 民間給与との較差に基づく給与改定 】

① 月例給

・民間給与との較差（0.96%）を埋めるため、若年層に重点を置いて俸給表を引き上げる

② ボーナス

・支給月数を0.10月分引き上げる（現行4.40月→4.50月）

1 月例給

(1) 官民の比較（令和5年4月分を調査）

| 民間給与(A) | 国家公務員給与(B) | 較差 (A) - (B) |
|-----------|------------|-----------------|
| 407,884 円 | 404,015 円 | 3,869 円 (0.96%) |

(2) 改定内容

俸給表の引上げ

（平均改定率1.1%。大卒初任給の11,000円引上げなど若年層に重点）

(3) 実施時期

令和5年4月1日

2 ボーナス（期末・勤勉手当）

(1) 官民の比較（令和4年8月～令和5年7月を調査）

| 民間(A) | 国家公務員(B) | 較差 (A) - (B) |
|--------|----------|--------------|
| 4.49月分 | 4.40月分 | 0.09月分 |

※ 国家公務員は期末手当と勤勉手当の支給月数の合計

(2) 改定内容

支給月数の引上げ 現行4.40月分→4.50月分（0.10月分引上げ）

※ 民間の支給状況等を踏まえ、期末手当及び勤勉手当の支給月数をともに0.05月分引上げ。

(3) 実施時期

関係する法律の公布日

3 その他

(1) 医師等の初任給調整手当の見直し

・医療職俸給表（一）の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定を行い、令和5年4月から実施。

(2) 在宅勤務等手当の新設

在宅勤務等を中心とした働き方をとする職員について、在宅勤務等に伴う光熱・水道費等の費用負担を軽減するため、在宅勤務等手当を新設。令和6年4月から実施。

(3) 非常勤職員の給与

常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じて非常勤職員の給与を改定するよう、各府省を指導。

Ⅲ 公務員人事管理に関する報告の概要

1 公務組織を支える多様で有為な人材の確保のための一体的な取組

民間人材の積極的誘致、採用試験の実施方法の見直し、人材確保に資する採用戦略の検討及び人材確保を支える処遇の実現等を推進。

2 職員個々の成長を通じた組織パフォーマンスの向上施策

職員の自律的なキャリア形成・主体的な学びを促進するとともに、組織パフォーマンス向上に資する人事管理、職員の役割・貢献に応じた処遇等の実現など、個々の力を組織の力へつなげる取組みを推進。

3 多様なワークスタイル・ライフスタイル実現と Well-being の土台となる環境整備

柔軟な働き方を実装するための制度改革、仕事と生活の両立支援など多様なワークスタイル・ライフスタイルを可能とする取組み及び超過勤務の縮減、ゼロ・ハラスメントに向けた取組み等を推進。

Ⅳ 勤務時間に関する勧告の概要

1 概要

一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律を改正し、一般の職員について、フレックスタイム制の活用により、勤務時間の総量を維持した上で、週1日を限度に勤務時間を割り振らない日を設定することを可能とする。

2 実施時期

令和7年4月1日